

武蔵野市コミュニティ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月24日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市コミュニティ条例の一部を改正する条例

武蔵野市コミュニティ条例（平成13年12月武蔵野市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前		改正後		説明
別表（第8条関係）		別表（第8条関係）		字句の改正
名称	位置	名称	位置	
境南コミュニティセンターから桜堤コミュニティセンターまで（略）		境南コミュニティセンターから桜堤コミュニティセンターまで（略）		
吉祥寺南町コミュニティセンター	<u>武蔵野市吉祥寺南町3丁目13番1号</u>	吉祥寺南町コミュニティセンター	<u>武蔵野市吉祥寺南町2丁目13番11号</u>	
緑町コミュニティセンターから関前コミュニティセンター分館まで（略）		緑町コミュニティセンターから関前コミュニティセンター分館まで（略）		

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

吉祥寺南町コミュニティセンターの新築移転までの期間における代替施設への移転に伴い、所要の改正を行うものである。